

Hib ワクチン 予防接種

1. ヒブ（インフルエンザ菌b型）について

脳やせき髄を包んでいる「髄膜」に細菌やウイルスが感染して炎症がおこる病気が髄膜炎です。この髄膜炎には、細菌性髄膜炎と無菌性髄膜炎がありますが、細菌性髄膜炎をおこす原因の半分以上を占めるのが「インフルエンザb型球菌」略してHib（ヒブ）です。この、Hib髄膜炎にかかると、治療を受けても、死亡、発育障害、聴力障害、てんかんなどの後遺症のほか肺炎、喉頭蓋炎、敗血症などの重篤な感染症等の恐れがあります。

注：ヒブは冬に流行するインフルエンザ（流行性感冒）の原因である「インフルエンザウイルス」とは全く別のものです。

2. 接種スケジュール

接種開始月齢（年齢）	接種回数		接種間隔
生後2月から7月未満までの間に接種を開始した場合	初回接種	3回	生後12月（1歳）に至るまでの間に、27日（医師が必要と認めるときは20日）以上
	追加接種	1回	初回接種終了後7月から13月までの間隔をおく
生後7月から12月（1歳）未満までの間に接種を開始した場合	初回接種	2回	生後12月（1歳）に至るまでの間に、27日（医師が必要と認めるときは20日）以上
	追加接種	1回	初回接種終了後7月以上
生後12月（1歳）から60月（5歳）未満までの間に接種を開始した場合		1回	

3. 予防接種を受ける前に

予防接種は健康な人が元気な時に接種を受け、その病原体の感染を予防するものですから、体調のよい時に受けるのが原則です。日頃から保護者の皆さんはお子様の体質、体調など健康状態によく気を配ってください。

予診票は子どもを診て接種をしてくださるお医者さんへの大切な情報です。責任をもって記入して下さい。

4. 予防接種を受けることができない場合

- ①明らかに発熱（通常37.5以上をいいます。）をしているお子さん
- ②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかなお子さん 急性で重症な病気に罹っているお子さんは、その後の病気の変化もわからないことから、その日は接種を受けないのが原則です。
- ③その日に受ける予防接種の接種液に含まれる成分で、アナフィラキシーを起こしたことがあることが明らかなお子さん 「アナフィラキシー」というのは通常接種後約30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。汗が沢山出る、顔が急にはれる、息が苦しいなどの症状やショック状態になるような、激しい全身反応のことです。
- ④その他、医師が不適当な状態と判断した場合
上の①～③に当てはまらなくても医師が接種不適当と判断した時は、予防接種を受けることはできません。

5. 予防接種を受けた後の注意

- ①予防接種を受けた30分間程度は、医療機関（施設）でお子様の様子を観察するか、医師とすぐに連絡をとれるようにしておきましょう。急な副反応が、この間に起こることがまれにあります。
- ②接種後、生ワクチンでは4週間、不活化ワクチンでは1週間は副反応の出現に注意しましょう。
- ③接種部位は清潔に保ちましょう。入浴は差し支えありませんが、接種部位をこすことはやめましょう。
- ④当日は、はげしい運動は避けましょう。
- ⑤接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。

6. 予防接種による健康被害救済制度

- ①定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。
- ②健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。
- ③ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の要因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。
- ④予防接種法に基づく定期接種として定められた期間を外れて接種を希望する場合、予防接種法に基づかない接種（任意接種）として取り扱われます。その接種で健康被害を受けた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済を受けることとなりますが、予防接種法と比べて救済の対象、額等が異なります。

※給付申請の必要が生じた場合には、お住まいの市町の予防接種担当課へ御相談下さい。